



大阪大学 Innovation Bridge グラント

ベンチャー起業を通じた研究成果の実用化を目指す

【起業シーズ育成グラント】

公募要領 ver. 3.1

公募期間：2019 年 10 月～ 随時受付中

大阪大学 共創機構産学共創・渉外本部

イノベーション戦略部門 ベンチャー・事業化支援室

2019 年 10 月

目 次

1. 概要.....	1
2. 公募・選考スケジュール.....	1
3. 申請の要件.....	1
3.1 研究代表者.....	1
3.2 申請者.....	1
3.3 研究分野.....	1
3.4 対象ステージ.....	1
3.5 他事業との重複.....	2
3.6 連携ベンチャーキャピタル一覧.....	3
4. 助成金額、助成期間及び使途.....	4
4.1 助成金額.....	4
4.2 助成期間.....	4
4.3 使途.....	4
5. 起業シーズ育成グラント（実用性検証）の進め方.....	5
6. 申請書類一覧.....	6
7. 選考基準.....	6
8. 実施計画書の作成・提出及び実用性検証期間中の留意事項.....	6
8.1 実施計画書の作成・提出.....	6
8.2 実用性検証期間中の留意事項.....	7
8.2.1 実施計画の変更及び中止.....	7
8.2.2 特許等の知的財産権の権利化と活用.....	7
8.2.3 起業に向けた活動.....	7
8.2.4 経費の取り扱い.....	7
8.2.5 コンプライアンス順守.....	7
9. 実績報告書の作成・提出及び実用性検証終了後の依頼事項.....	8
9.1 実績報告書の作成・提出.....	8
9.2 実用性検証後の依頼事項.....	8
9.2.1 事後調査.....	8
9.2.2 エコシステム構築へむけた寄附.....	8
10. 問い合わせ先.....	8

1. 概要

本グラントは、ベンチャー起業を通じた大阪大学の研究成果の実用化を目指す教職員（特任研究員を含む、招へい教員は含まない）およびその指導学生のための支援制度です。

社会ニーズ・市場ニーズを解決する可能性をもつ革新的な本学の技術シーズについて、起業前段階からベンチャーキャピタルの事業化ノウハウ等を取り込むことで、市場や出口を見据え事業化を目指します。本グラントでは、JST-START（大学発新産業創出プログラム）や大阪大学-起業プロジェクト育成グラント※1等に申請するための実用性検証ステージ（起業準備を行うまでの不足を埋めるステージ）において、最長1年間・最大500万円の試作開発費、実証データ取得費、特許出願・維持費、特許調査費、市場調査費用等を助成します。

《研究成果の事業化までの流れと本グラントにおける対象ステージ》



※1：大阪大学-起業プロジェクト育成グラント：ベンチャーキャピタルからの投資を受けるまでの不足を埋める（チーム組成や事業戦略・知財戦略の策定を行う）起業準備ステージにおいて、期間1～2年、最大4,000万円/年を助成します。

2. 公募・選考スケジュール

公募は随時受付中です。※締め切りは現時点では設定されていません。

3. 申請の要件

3.1 研究代表者

本グラントに申請する研究代表者は、以下の(1)および(2)の要件を共に満たす必要があります。

- (1) 本学の教職員（特任研究員を含む、招へい教員は含まない）であること。
- (2) ベンチャー起業を通じた本学の研究成果の実用化を目指していること。

3.2 申請者

上記研究代表者が指導する大阪大学に在籍する学生が、研究代表者の承諾を得たうえで、申請者として申請することもできます。この場合、研究代表者が予算・進捗・成果・知財等に対して適切な管理を行うことが必須の要件です。

3.3 研究分野

全研究分野を対象とします。

3.4 対象ステージ

本グラントの対象ステージは、ベンチャー起業を通じた実用化を目指す技術シーズに対する実用性検証ステージ（起業準備までの不足を埋めるステージ）です。起業準備とは、JST-START（大学発新産業創出プログラム）、大阪大学-起業プロジェクト育成グラント等を活用し、事業化ノウハウを持つベンチャーキャピタルと連携し、チーム組成や事業戦略・知財戦略を構築し、市場や出口を見据えて事業化を目指すことを示します。なお、必要に応じて共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門

ベンチャー・事業化支援室が研究代表者と相談させていただき、申請案件の事業化に関心を持つ連携ベンチャーキャピタル（3 ページ別表参照）を紹介します。連携ベンチャーキャピタルと相談のうえで設定する課題を解決する実用性検証としては、試作開発、実証データの取得（スケールアップ、性能向上、動物実験等）、知的財産権の強化、市場調査等を想定しています。

3.5 他事業との重複

申請案件がすでにベンチャー起業支援を目的とした他の助成金等を受けている場合、本グラントへの応募はできませんが、申請中の他の助成金等と同時に応募することは可能です。他の助成金等の応募・受入状況について申請書（様式2）に記載していただきます。なお、申請書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

3.6 連携ベンチャーキャピタル一覧

連携ベンチャーキャピタルは以下の通りです。今後、随時追加する予定ですので、最新の情報は共創機構産学共創・渉外本部のホームページ（<http://www.uic.osaka-u.ac.jp/>）をご確認ください。

（五十音順）

ベンチャーキャピタル名	所在地	対象分野
池田泉州キャピタル 株式会社	大阪市北区茶屋町 18-14	業種問わず（IT、テクノロジー、バイオ、サービス、不動産、その他）
SMBC ベンチャーキャピタル株式会社	東京都中央区八重洲 1-3-4 三井住友銀行呉服橋ビル	業種問わず（IT、テクノロジー、バイオ、サービス、素材、その他）
大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社	大阪府吹田市山田丘 2-8 （大阪大学テクノアライアンス棟 4F）	ライフサイエンス、グリーンイノベーション、プラットフォーム
株式会社経営共創基盤（IGPI）	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号 グラントウキョウサウスタワー 8 階	環境エネルギー全般、情報通信全般、ナノテクノロジー・材料全般
株式会社 ジャフコ	東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエアビル 11 階	ライフサイエンス、ロボット・エレクトロニクス、情報通信、材料、その他
栖峰投資ワークス株式会社	京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾 480 番地 オフィスワン四条烏丸 1107	業種問わず（テクノロジー全般）
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内 1-9-1 グラントウキョウノースタワー	分野、業種、ステージ問わず、幅広く投資検討
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル	バイオ、ライフサイエンス、AI、フィンテック、セキュリティ等
株式会社 東京大学エッジキャピタル	東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学 産学連携プラザ 4F	生命科学、医療機器、物理、環境技術、情報通信等、様々な分野に対応可能
360ip ジャパン 株式会社	東京都江東区青海 2-7-4	IoT、AI、ロボティクス、ライフサイエンス、ナノテック、環境エネルギー等
ニッセイ・キャピタル 株式会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル 22 階	全般（ライフサイエンス、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・材料、情報通信、その他）
日本ベンチャーキャピタル株式会社	大阪府大阪市中央区今橋 3-2-20 洪庵日生ビル 2 階	業種問わず（IT、テクノロジー、バイオ、サービス、素材、その他）
バイオ・サイト・キャピタル株式会社	大阪府茨木市彩都あさぎ 7-7-15	ライフサイエンス（先端医療、創薬、DDS、医療機器）
ハックベンチャーズ 株式会社	大阪府大阪市北区角田町 1-12 阪急ファイブアクセスビル 5 階 GVH#5, 504 号	あらゆる産業分野で事業機会を生む IoT 関連技術
Beyond Next Ventures 株式会社	東京都中央区日本橋本町 1-4-3 日本橋ムロホンビル 1	ライフサイエンス、ロボット等のデバイス、IoT、AI、新素材、IT 等
みずほキャピタル 株式会社	東京都千代田区内幸町 1-2-1 日土地内幸町ビル 6 階	業種問わず（IT、テクノロジー、バイオ、サービス、素材、その他）
三菱 UFJ キャピタル 株式会社	東京都中央区日本橋 1-7-17 日本橋御幸ビル	業種問わず（IT、サービス、ライフサイエンス、製造業、小売り等）
MedVenture Partners 株式会社	東京都千代田区丸の内 2-5-2 三菱ビル 7 階	ライフサイエンス（医療機器分野）
モバイル・インターネットキャピタル株式会社	東京都港区赤坂 1-11-28 ユニゾ赤坂 1 丁目ビル 8 階	次世代情報通信に係る技術/サービス分野および IT を活用することで成長が期待できる分野
合同会社ユーグレナ SMBC 日興リバネスキャピタル	東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 3 階	あらゆる分野での研究開発型革新的テクノロジー
りそなキャピタル株式会社	大阪府大阪市中央区備後町 2-1-1 第二野村ビル 4 階	分野、業種、ステージ問わず、幅広く投資検討

※全ての連携ベンチャーキャピタルは、本事業で知り得た情報については、他に漏らさない等の守秘義務が課せられています。

4. 助成金額、助成期間及び使途

4.1 助成金額

以下の資金規模を予定しています。

1 申請案件あたり **500 万円以内**

なお、後述の通り、費用対効果および経費の妥当性の観点から厳密に選考がなされるため、適切な金額を申請ください。

4.2 助成期間

交付決定通知日から最長 1 年間※

(※期間延長に関しては最大 3 か月に限り、部門長判断により可能)

4.3 使途

本助成金は、3.4 節に記載の事業化ステージを効果的に達成するための手段として用いることができます。例えば、以下のような使途が想定されます。

- ・ 物品費（設備備品費）※¹
- ・ 物品費（消耗品費）※²
- ・ 旅費※³
- ・ 人件費・謝金※⁴
- ・ 外注費※⁵※⁶
- ・ その他の経費※⁷

※¹：起業に向けた開発及び事業化活動を遂行するために必要な、設備・物品等の購入、製造、又は据付等に必要経費。基礎研究用途のものは認められません。なお、起業後の当該設備備品の取り扱いに関しては別途、ご相談ください。

※²：試作開発等の実用性検証に必要な物品で、耐用年数 1 年未満または単価 10 万円未満のものを指します。

※³：学会等、学術目的の会合に参加するための旅費は計上できません。

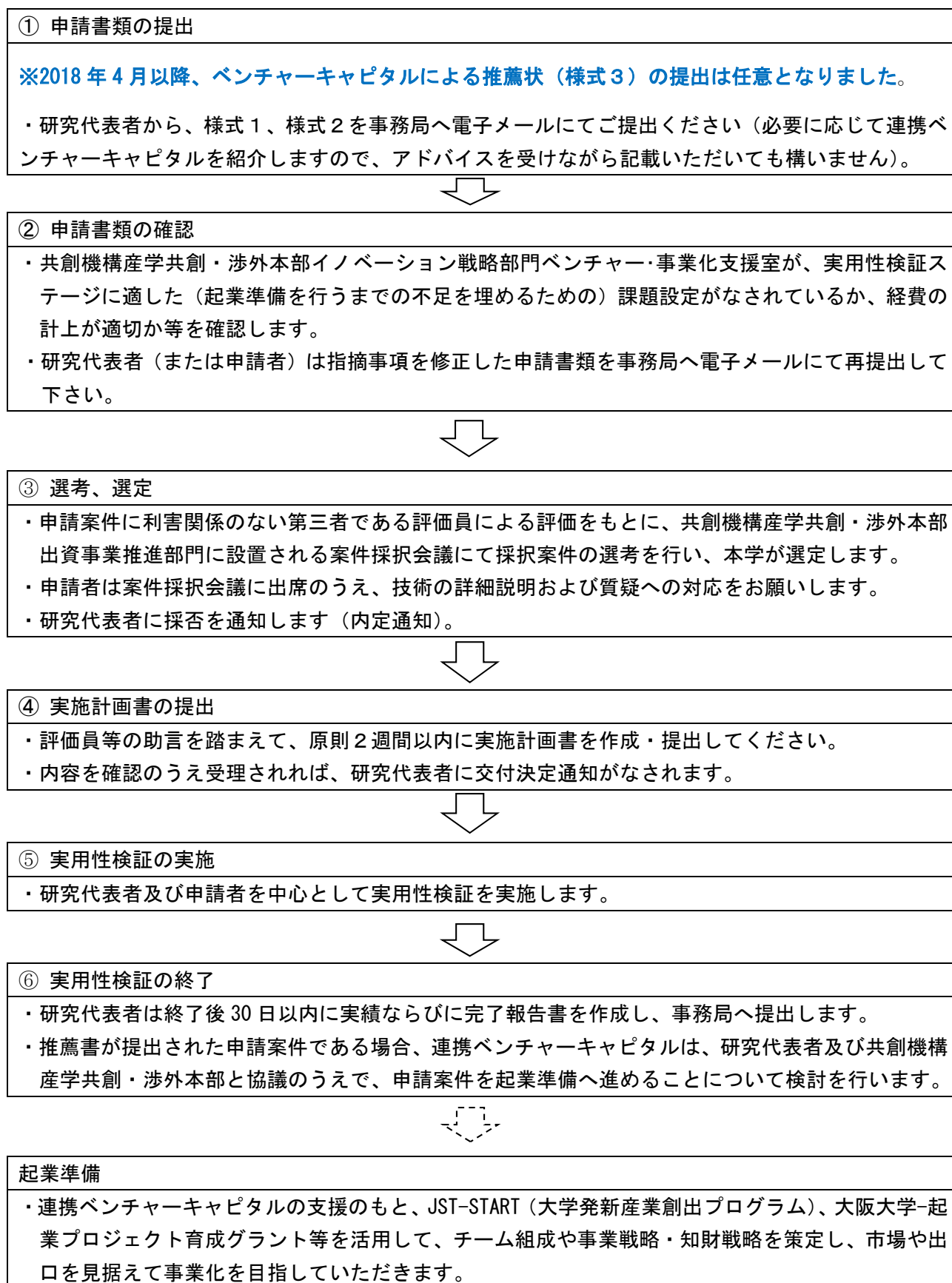
※⁴：大学等で雇用する博士研究員、研究補助員、技術補佐員等の従事率に応じた人件費等。

※⁵：起業準備までの不足を埋めるために必要なデータ分析等の請負業務を仕様書に基づいて第三者に実施させる（外注する）際の経費を記載してください。

※⁶：試作開発や実証データの取得を専門業者に外注または委託することで、実用性検証を加速できる場合があります。専門業者（外注加工先・受託研究機関・人材派遣会社等）に心当たりがない場合は、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室に相談ください。

※⁷：起業準備までの不足を埋めるために必要な市場調査費や特許出願・維持経費、特許調査費を含みます。原則として設備備品費、再委託費は計上できませんが、起業準備までの不足を埋めるために必須となる場合には、事務局に相談ください。

5. 起業シーズ育成グラント（実用性検証）の進め方



6. 申請書類一覧

- ① 様式 1 : 申請書
- ② 様式 2 : 重複申請に関する報告
- ③ 様式 3 : ベンチャーキャピタルによる推薦書 (※提出任意)
- ④ 技術シーズに関する補足説明資料 (A4 10 ページ以内)

研究代表者が電子メールにて事務局へ提出してください。なお、郵送・持参・FAX による書類の提出は受け付けません。(提出先: SSBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp)

7. 選考基準

申請書は、以下の観点に基づいて、学内外による評価員の評価をもとに、共創機構産学共創・渉外本部出資事業推進部門内に設置される案件採択会議にて選考されます。

(1) 技術シーズ

- ・ 革新性 (独創性や新規性)、今までの技術にない経済的価値、及び社会的価値を与える可能性を有しているか
- ・ 既存技術と比較して、優位性を有しているか

(2) 市場ニーズ、社会ニーズ

- ・ 経済や市場の動向、人口動態の変化、社会ニーズの変化等、技術の置かれている外部環境の把握が適切であるか
- ・ 外部環境を踏まえ、技術シーズの重要性や有用性についての把握が適切であるか
- ・ 応用分野において想定される用途や、人々の生活において想定される使用機会を踏まえ、社会・市場に対して大きく貢献できる製品・サービスが想定されているか
- ・ ターゲット市場や市場動向が十分に把握されており、その市場規模等が適切であるか

(3) 開発計画

- ・ 起業準備までの不足を埋めるために想定される課題の設定と、それを解決するための対応策が具体的かつ実現可能性があるか
- ・ 設定された目標は妥当か
- ・ 実用性検証の最終数値目標が明確に示されているか
- ・ 開発計画において、目標とする出口までの開発 (実用性検証) スピードは適切か

(4) 発明情報

- ・ 技術シーズのコア技術は、特許の出願もしくは権利化がなされているか
- ・ 既存技術の特許と比較して、競争力を有しているか

(5) ベンチャー起業の可能性

- ・ ベンチャー起業の計画があるか

8. 実施計画書の作成・提出及び実用性検証期間中の留意事項

8.1. 実施計画書の作成・提出

評価員等の助言を踏まえて、実施計画書を作成・提出いただきます。

提出期限: 原則として、採択決定後 2 週間以内

提出先: SSBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp

8.2 実用性検証期間中の留意事項

8.2.1 実施計画の変更及び中止

- (1) 実用性検証の実施計画内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室の了承を得る必要があります。
- (2) 実用性検証を中止する場合には、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室の了承を得る必要があります。
- (3) 技術シーズの事業化を目的として設立した会社が、実用性検証期間中に、ベンチャーキャピタルから資金調達を行った場合には、原則として、その時点で本グラントによる支援は終了します。

8.2.2 特許等の知的財産権の権利化と活用

卒業論文等の学内発表・学会発表・論文発表・各種研究費報告書等の公開日の少なくとも1カ月以上前に、共創機構産学共創・渉外本部テクノロジー・トランスファー部門(ipm@uic.osaka-u.ac.jp)に対して発明届出を提出する必要があります。なお、学会発表の予稿集の公開日は、発表当日ではなく、学会の数週間前に設定されている場合がありますので、留意願います。

8.2.3 起業に向けた活動

実用性検証の遂行と共に、連携ベンチャーキャピタル等と連携し、ベンチャー起業を通じた事業化に向けた活動を積極的に推進していただきます。

8.2.4 経費の取り扱い

- (1) 共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室が研究代表者の所属部局に対して直接経費を配分し、各部局において経費の管理を行っていただきます。
- (2) 経費内訳について、当初の実施計画書に記載された実用性検証の目標を達成するために必要なものであれば、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室に断りなく、経費総額の30%以内の範囲で計画変更できます。

8.2.5 コンプライアンス遵守

学内の規定を遵守する必要があります。

9. 報告書の作成・提出及び実用性検証終了後の依頼事項

9.1 報告書の作成・提出

本グラントでの実用性検証終了後に実績報告書および完了報告書を作成・提出いただきます。

提出期限：実用性検証終了後 30 日以内

提出先：SSBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp

9.2 実用性検証後の依頼事項

9.2.1 事後調査

上記実績報告書の提出後も、適宜、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室からの照会に応じて、その後のベンチャー起業へ向けた進捗状況について報告いただくことがあります。

9.2.2 エコシステム構築へむけた寄附

- (1) 本グラントを活用し起業に至ったベンチャー企業に対して、当該企業の新株予約権を大学へ寄附することをお願いしています。
- (2) 得られた寄附は、将来の研究成果の事業化を促進するための資金助成、イノベーション人材育成、研究活動等に活用される予定です。

10. 問い合わせ先

本グラントに関する問い合わせ先は、以下の通りです。

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8 テクノアライアンス棟 A410

大阪大学 共創機構産学共創・渉外本部 イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室

大阪大学-起業シーズ育成グラント 事務局

電話：06-6105-5918（担当：藤本）

Email：SSBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp

また、共創機構産学共創・渉外本部のホームページ（<http://www.uic.osaka-u.ac.jp/>）も参照してください。

なお、公募開始後、公募要領や申請様式等に変更が生じる場合は、当該 Web ページで周知します。